

一般社団法人長野県薬剤師会会費規程

平成24年6月17日制定
平成26年3月23日一部改正
平成27年3月22日一部改正
平成28年3月20日一部改正
平成31年3月24日一部改正
令和2年3月22日一部改正
令和7年3月23日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県薬剤師会(以下「本会」という。)定款第8条第4項に基づき、正会員及び賛助会員並びに特別会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会費は一般会費及び薬局会費の2種とする。

2 一般会費は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とする。

3 薬局会費は、本会A会員が所属する保険薬局(以下「会員保険薬局」という。)が負担し、開設者又は管理薬剤師の責任において納入するものとする。

(会費等の額)

第3条 種別毎の会費及び負担金等の額は、総会の決議を経て定める。

2 満80歳を超えた正会員の一般会費は免除することができる。

3 名誉会員については、一般会費を要しない。

4 入会金は一時金とする。

5 一般会費は年額とする。各会費の額は別表のとおりとする。

6 薬局会費は月額とする。会費額については別表の算出方法により決定をする。

7 会員保険薬局は薬局会費の算定根拠となる保険調剤実績表を毎年3月末日までに本会に提出しなければならない。ただし、地域薬剤師会がそれを取り纏め保険調剤実績集計表として本会へ提出することができる。

8 日本薬剤師会の会費、その他同会に対する拠出金は同会の定款及び会費規程により別にこれを徴収する。

(納期及び徴収)

第4条 一般会費は、地域薬剤師会がその所属会員よりこれを徴収し、定められた期間に取りまとめて本会に納付するものとする。

2 定められた期間に納入された一般会費に対しては、地域薬剤師会に手数料を交付することができる。

3 会員保険薬局の開設者又は管理薬剤師は、薬局会費を、定められた期間内に本会に直接納付するものとする。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の一般会費は、その年度の全額とし、10月1日以後に入会した会員の一般会費は、その年度の年額の2分の1額とする。

2 新規開設した会員保険薬局の薬局会費は、別表[2]薬局会費(註1)(2)のとおりとし、休止及び廃止、退会等に至った時は、その該当月をもって徴収を取り止めるものとする。ただし、休止から再開した場合は、新規開設と同じ扱いとする。

3 既納入の会費は、返還しない。

(督促)

第6条 会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。
2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、会費の納入を1年以上滞納した場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表

[1] 一般会費

会員別 区分	正 会 員			賛 助 会 員	特 別 会 員
	A 会 員		B 会 員		
会 費 区 分	A-1 会 費	A-2 会 費	B 会 費	賛 助 会 費	特 別 会 費
入 会 金	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	—
会 費	37,000 円	19,000 円	19,000 円	55,000 円	—

註1 前記正会員中A・Bの区分は次による。

- (1) A会員とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上、薬局等（薬局、製造業の製造所、製造販売業の事業所、医薬品の販売業の店舗）を管理する者をいう。
A会員中、薬局及び医薬品の販売業（ただし、卸売販売業を除く。）に従事する管理薬剤師は、A-1会費を負担し、その他のA会員はA-2会費を負担する。
- 2 薬局及び医薬品の販売業（ただし、卸売販売業を除く。）に従事するA会員たる管理薬剤師が、人事異動等により年度途中に会員でない管理薬剤師に交代した場合、新たにA会員として入会した管理薬剤師に係る一般会費は、当該年度に限りA-2会費相当額を負担する。
- 3 入会金は一時金とする。
- 4 会費は年額とする。
- 5 満80才を超えた会員の会費は免除することができる。
- 6 日本薬剤師会の会費、その他同会に対する拠出金は同会の定款及び会費規程により別にこれを徴収する。

[2] 薬局会費

会費額 薬局に必要な保険薬剤師数に一定額を乗じ、さらに、処方せん応需枚数に応じた賦課率を乗じた金額。

(註1) 薬局に必要な保険薬剤師数とは、1日の平均処方せん応需枚数を30で除して切り上げた整数とする。

(1) 1日平均応需枚数は、前年2月から当年1月までの1年間の月平均枚数を20（開局日数）で割ったものをいう。

(2) 新規開設の場合は、開局後3ヶ月の平均応需枚数を基準とし、入会時に遡及して納付する。

(註2) 一定額を4,800円とする。

(註3) 処方せん応需枚数に応じた賦課率は、別に定めた賦課率表による。

(註4) 会費額は月額とする。

(註5) 薬局会費の納入は、開設者又は管理薬剤師が指定した金融機関からの口座自動引き落とし、あるいは、本会の指定する口座への振込みにより行う。その場合の振込手数料は開設者又は管理薬剤師の負担とする。

賦 課 率 表

月平均処方せん応需枚数	賦課率
0 ~ 200	0.208
201 ~ 300	0.297
301 ~ 400	0.450
401 ~ 500	0.594
501 ~ 600	0.747
601 ~ 700	0.450
701 ~ 800	0.522
801 ~ 900	0.594
901 ~ 1,000	0.675
1,001 ~ 1,100	0.747
1,101 ~ 1,200	0.810
1,201 ~ 1,400	0.594
1,401 ~ 1,600	0.693
1,601 ~ 1,800	0.792
1,801 ~ 2,000	0.675
2,001 ~ 2,200	0.747
2,201 ~ 2,400	0.819
2,401 ~ 2,600	0.720
2,601 ~ 2,800	0.774
2,801 ~ 3,000	0.828
3,001 ~ 3,300	0.747
3,301 ~ 3,600	0.819
3,601 ~ 3,900	0.765
3,901 ~ 4,200	0.828
4,201 ~ 4,500	0.783
4,501 ~ 4,800	0.837
4,801 ~ 5,100	0.792
5,101 ~ 5,400	0.846
5,401 ~ 5,700	0.801
5,701 ~ 6,000	0.855
6,001 ~ 6,300	0.810
6,301 ~ 6,600	0.855
6,601 ~ 6,900	0.819
6,901 ~ 7,200	0.855
7,201 ~ 7,500	0.828
7,501 ~ 7,800	0.864
7,801 ~ 8,100	0.828
8,101 ~ 8,400	0.864
8,401 ~ 8,700	0.837
8,701 ~ 9,000	0.864
9,001 ~ 9,300	0.837
9,301 ~ 9,600	0.864
9,601 ~ 9,900	0.846
9,901 ~ 10,200	0.873